

「PD資格試験機関・PD試験センター審査承認基準」

- 1 適用範囲 本基準は、PD認証機関が実施するPD資格試験機関及びPD試験センター（以後、機関/センターという）に対する審査に適用する。
- 2 引用規格 次に掲げる規格は、引用された範囲内でこの審査承認基準の一部とみなす。なお、年版の表示のない規格については、最新版を適用する。
 - (1) JIS Q 17024:2004「適合性評価 - 要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項」
 - (2) NDIS 0603:2005「超音波探傷試験システムの性能実証における技術者の資格及び認証」
- 3 審査基準 機関/センターが定める「PD資格試験機関品質マニュアル」及び必要に応じて関連する規則、基準、手順等について審査する。審査の基準はJIS Q 17024及びNDIS 0603の機関/センターに対する要求事項による。
なお、機関/センターが定めるPD資格試験にかかわる実施手順の審査承認に使用する「PD資格試験基準」としては、NDIS 0603:2005の附属書をもってこれにあてる。
また、PD試験体の承認は、「PD試験体承認基準」による。
- 4 審査の実施 審査の実施は、PD認証審査委員会委員長が、「PD資格試験機関等の審査に関する審査員選定基準」に基づき選定し、PD認証審査委員会が承認した数名の委員からなる審査チームが行うものとする。
なお、審査チームは、JIS Q 9000の3.9.10及び3.9.11項に準じ、一人以上の審査員からなる審査チームを構成するが、審査チームには技術専門家を含めることができる。
 - 4.1 初回審査 審査は書類審査及び実地審査とする。実地審査に当たっては、新たに申請した機関/センターと日程を調整の上、決定する。
 - 4.1.1 書類審査 申請機関/センターから提出された審査申請書に記載の文書及び記録が、3項の基準に対し適正であるかを審査する。
 - 4.1.2 実地審査 実施される適合性評価に関する活動が、3項の基準に対し適正であるかを審査する。
なお、「適正である」とは、3項の審査基準に対する要求事項をすべて満たすことである。
 - 4.2 サーベイランス審査 PD認証機関は、承認された機関/センターのサーベイランス審査を初回承認日から1年以内に実施する。なお、サーベイランスには、PD資格試験受験者の解答を収集分析したデータについての評価の審査も含める。また、サーベイランスは、原則、書類審査とし、必要に応じて実地審査を行うものとする。
 - 4.3 更新審査 初回承認日から4年目のサーベイランス審査後、初回承認日から5年目を迎える前に更新審査を実施する。審査の内容は、初回審査と同じとする。
 - 4.4 審査料の請求 審査料は「PD認証申請料等に関する基準」により、審査完了後、申請の機関/センターへ審査料を請求する。
- 5 審査結果の承認 審査チームは、審査の結果をPD認証審査委員会へ報告し、承認を得るものとする。PD認証審査委員会はその結果をPD認証運営委員会へ報告し、PD認証運営委員会が合否を決定する。審査結果の通知は、原則、審査を開始してから1か月以内に実施する。
- 6 合否判定基準 PD認証運営委員会は、PD認証審査委員会から報告された内容が以下の条件を満足する場合に、審査結果を合格と判定し、それ以外を不合格とする。
 - 6.1 初回審査 以下の全てを満足する。
 - (1) 書類審査で適正であること
 - (2) 実地審査で適正であること
 - 6.2 サーベイランス審査 以下のいずれかを満足する。
 - (1) 書類審査で適正であること
 - (2) 実地審査を実施する場合は、書類審査及び実地審査で適正であること
 - 6.3 更新審査 以下の全てを満足する場合
 - (1) 書類審査で適正であること
 - (2) 実地審査で適正であること
なお、「適正である」とは、3項の審査基準に対する要求事項をすべて満たすことである。
- 7 改廃 この基準の改廃は、PD認証運営委員会が決定する。